

障害基礎年金等の手続きをご希望の方へ

長崎市役所では、

年金請求の予約相談 を実施しています



お待たせすることなく、
スムーズに相談できます！

事前に準備のうえ
丁寧に対応します。

予約相談

相談日： 平日 (月)～(金)

実施時間帯： 午前 9 時～午後 5 時 ※最終予約は午後 4 時

相談場所： 長崎市役所本庁 10 階 住民情報課総務係

予約できる障害年金は、障害基礎年金の請求です。詳しくは裏面をご覧ください。

予約 **095—829—1137**

予約の際は、基礎年金番号のわかるものをご準備いただき相談希望日の前日までにお電話ください。

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市住民情報課 総務係（市役所本庁 10 階）
電話 095-829-1137

令和 8 年 8 月改訂

1. 障害年金とは

障害年金は、病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金で、**障害基礎年金**と**障害厚生年金**があります。

2. 予約相談の対象となる障害年金は

障害の原因となった病気やけがの**初診日**が次の(1)～(3)の期間にある**障害基礎年金**の請求

- (1) 20 歳前
- (2) 国民年金第 1 号加入期間
- (3) 日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間

初診日とは…障害の原因となった病気やけがで、初めて医師等の診療を受けた日のことです。
(同一の病気で過去に複数の医療機関を受診されている場合は、一か所目の医療機関に初めて受診した日となります。)

※初診日が 65 歳以降である病気や障害は、障害年金の対象となりません。

※初診日が厚生年金加入中の場合は障害厚生年金の請求となりますので、ねんきんダイヤル (0570-05-1165)、長崎南年金事務所 (095-825-8701)、長崎北年金事務所 (095-861-1354)、街角の年金相談センター長崎 (095-842-5121) へご相談下さい。

3. 初診日の確認

相談の際には初診日が必要となります。不明な場合は医療機関へお尋ねいただくなど、必ず**予約前**に初診年月日の確認をお願いします。

※複数の医療機関を受診されている場合は、一か所目の医療機関に初めて受診した日が初診日となります (現在の診断名がついた日ではありません)。

初診年月日： 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日

病名 (当時)： _____

4. 予約

初診日の確認ができれば予約が可能です。住民情報課総務係 (095-829-1137) までお電話をお願いします。

5. 受給決定となるには (受給要件)

障害基礎年金が受給 (決定) となるには、保険料の納付要件を満たしていること、障害の程度が一定の障害の状態 (国民年金法施行令別表に定める 1 級または 2 級) にあることが要件となります (障害の程度が該当しなければ、障害基礎年金の受給決定となりません)。

※また、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の取得の有無および等級とは関係ありません。

6. その他

上記障害基礎年金のほか、住民情報課で相談可能なお手続は次のとおりです。

- 1. 加入していた年金制度が国民年金第 1 号加入期間のみの方の場合の**老齢基礎年金**の請求
- 2. **遺族基礎年金**の請求、**寡婦年金**の請求、**死亡一時金**の請求
- 3. **未支給年金**の請求 (亡くなられた方の受給年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の場合)